

保護者 殿

年 組 氏名 _____ さん

柴田町立船迫中学校長

出席停止の通知

お子さんは、学校における感染症にかかっていることがわかりましたので、学校保健安全法19条の規定により、出席を下記のように停止します。

なお、他の生徒へ流行することを防ぐために休ませるのですから、病院へ行く以外は、家で安静にしてください。お手数ですが、治癒後、登校を再開するときは、保護者の方が必要事項をご記入の上、学級担任へ提出してください。

記

該当	病名	出席停止期間
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 【発熱した日をゼロ日目と数えます。】
	新型コロナウイルス感染症	発熱した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。【発症日はゼロ日目】 【出席停止後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨しています。文科省】
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	その他の感染症 ()	医師が感染のおそれがないと認めるまで

* ただし、主治医が予防上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

登校届 保護者記入 (HP版)

学校長 殿

令和 年 月 日

生徒氏名 _____

感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりましたので _____ 月 _____ 日から、登校します。

受診した医療機関名 _____